

## 税

税の話題を毎月お届け

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、納期限までに納付ください

健康づくり課 ☎34-5442

滞納が続くと、医療機関への支払いを一旦全額自己負担とする措置を受けることがあります。納期限までに納付ください。

**今月の税金・料金**

納期限：9月1日(月)

市県民税(普通徴収)：第2期

国民健康保険税：第2期

後期高齢者医療保険料：第2期

介護保険料：第5期

保育料・副食費(公立)：8月分

市営・県営住宅使用料(駐車料)：8月分

水道料金・下水道使用料：8月分

●夜間納税相談

とき：毎週火曜日 午後5時30分～7時(祝日を除く)

ところ：問い合わせ：税務課 ☎34-5553

## くらし

**消防本部** ☎34-1161

**対策** ろうそくの火災予防

仏壇のろうそくやキャンドルの炎で火災が発生する恐れがあります。

- ろうそくの近くに燃えやすいものを置かない。
- 火を付けたらその場から離れない。
- 風や振動で倒れないよう窓の開放に注意する。
- 燃え残りのろうそくは必ず取り除く。
- ろうそく立てのサイズに合ったろうそくを選ぶ。
- 外出するときや寝るときは必ず火を消す。
- 仏壇にお供え物を上げるときは火をつけない。

## 市・県営住宅 入居者募集

福祉課 ☎34-5434

団地名(ところ)	戸数	階層	間取り	家賃	駐車場代
①県営西大崎住宅(西大崎3-9)	若干数	4階	3DK	16,100～35,000円	2,800円
②県営南四日町住宅(南四日町4-10)		5階		14,400～29,000円	2,900円
③県営北入蔵住宅(北入蔵2-11)		4,5階	15,600～31,400円	3,000円	
④市営南四日町住宅(南四日町4-10)		2,3階	2DK, 3DK	15,400～30,500円	2,900円
⑤市営曲淵住宅(曲淵1-8)		1階	2LDK	20,100～48,800円	3,500円
⑥市営月岡百刈住宅(月岡2-10)		2階	3LDK	19,100～37,600円	3,500円
⑦コーポラス飯田(飯田2277-1)		1,3階	2LDK	30,000円	3,000円
⑧コーポラス飯田ファミリア(飯田2271)		2階	3LDK	40,000円	

**対 象** 次の要件を満たし、暴力団員・暴力団関係者でない人

①～⑥…住宅に困っていることが明らかで、所得が月額158,000円以下である。  
 [④～⑥] 上記のほか、市内在住・在勤で、同居する親族(\*)がいる。

⑦……年齢、同居要件なし(単身者も入居可能)

⑧……所得が月額158,000円以上487,000円以下であり、同居する親族(\*)がいる。

(\*) パートナースhip・ファミリーシップの宣誓者を含みます。

**申し込み** 必要書類と本人確認書類を福祉課、栄・下田各サービスセンターのいずれかに提出ください。

**申込期限** ①～⑥ 8月29日(金)、⑦⑧ 先着順

詳しくはこちら



①～⑥

詳しくはこちら



⑦⑧

## 奨学金奨学生の追加募集

教育総務課 ☎45-1111

修学が困難な人を支援します。

**申込方法**：必要書類を教育総務課、市民窓口課、下田サービスセンターのいずれかに提出ください。

**申込期限**：9月12日(金)

① **大学、短期大学、専修学校**  
 貸与額：年額54万円以内  
 募集人数：13人

② **高等学校、高等専門学校など**  
 給付額：年額6万円

清掃センター ☎45-4797

岡田商店(五明261)が追加となりました。

ペットボトル拠点回収場所の追加



詳しくはこちら

## 後期学校施設開放

健康づくり課 ☎34-5447

空調設備の設置工事のため、利用が制限されます。利用を希望する団体はホームページを確認の上、申し込みください。

**対象**：市内在住か在勤の10人以上の団体

**対象期間**：10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

**申込方法**：電子申請するか、申請書(HP)を提出

**申込先**：健康づくり課、栄・下田各サービスセンター、たいふん、栄・下田各体育館、各公民館

**申込期限**：8月8日(金)

**その他**：

- 利用調整が必要な団体には連絡しますので、代表者は9月9日(火)午後6時30分から厚生福祉会館で行う会議に出席ください。

詳しくはこちら



## 古い家電製品からの発火に注意

ストップ消費者被害 市民窓口課 ☎34-5553

15年以上前に購入した扇風機を久しぶりに使ったら、羽根の付け根部分から発火したという事例があります。

家電製品を使用するときは次のことを注意しましょう。

- ①家電製品は劣化します。異常を感じたら使用せず、製造業者などに相談しましょう。
- ②本体や説明書などで製造年と標準使用期間(安全に使用できる期間)を確認しましょう。
- ③使用しないときはコンセントから電源プラグを抜きましょう。発火する恐れがあります。

困ったときは相談ください。  
 消費者ホットライン ☎188  
 市民窓口課 ☎34-5553

消費者トラブル情報をメール配信しています

次のアドレスにメールを送信し、登録ください。  
 mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jp



## 空き家の利活用の支援と見守りをします

環境課 ☎34-5435

市が指定する空家等管理活用支援法人(一社)燕三条空き家活用プロジェクトが、空き家の利活用の支援・見守りをを行います。詳しくは問い合わせください。

**にじのたね NIJI NO TANE**

空き家を店舗、宿泊施設などに活用するために必要な改修、手続き、運営方法の整理などを支援します。  
一式をプロに任せられることもできます。




**いつも ITSUMO**

月1回、空き家の換気・点検のほか草刈り、雪かきにも対応し、写真で報告します。  
\*一ノ木戸商店街にある複合交流拠点「三-Me.」の半径500m圏内にある空き家に限ります。




問い合わせ (一社)燕三条空き家活用プロジェクト ☎050-1871-0564